

公立大学法人横浜市立大学認定再生医療等委員会に関する規程

制 定 平成 27 年 3 月 2 日 規程第 216 号

最近改正 令和 7 年 10 月 1 日 規程第 57 号

目次

第 1 章	目的と適用範囲等（第 1 条・第 2 条）
第 2 章	委員会組織（第 3 条－第 5 条）
第 3 章	委員会事務局（第 6 条・第 7 条）
第 4 章	審査業務委託契約（第 8 条）
第 5 章	審査手数料（第 9 条・第 10 条）
第 6 章	認定再生医療等委員会（第 11 条－第 23 条）
第 7 章	記録等の保存・公表（第 24 条－第 27 条）
第 8 章	委員会の変更・廃止（第 28 条・第 29 条）
第 9 章	その他（第 30 条－第 35 条）
附則	

第 1 章 目的と適用範囲等

（目的と適用範囲）

第 1 条 本規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本法人」という。）医学部等における研究等の倫理に関する規程及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づき、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う委員会として、本法人理事長（以下「理事長」という。）が認定再生医療等委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その委員会の運営に必要な手続き等を定める。

（用語の定義）

第 2 条 本規程における用語の定義は、法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 278 号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号、以下「規則」という。）の定めるところによる。

第 2 章 委員会組織

（委員会の構成）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。ただし、各号に掲げる者は当該号以外に掲げる者を兼ねることができない。

- (1) 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む 2 名以上の医学又は医療の専門家（ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも 1 名は医師又は歯科医師であること。）
- (2) 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の一般の立場の者

(4) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会の構成は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 委員が5名以上であること。

(2) 男性及び女性がそれぞれ1名以上含まれていること。

(3) 本法人と利害関係を有しない者が2名以上含まれていること。

(4) 同一の医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満であること。

3 委員は、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、理事長が委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

（技術専門員）

第5条 委員会は、審査等業務（第11条第1項に掲げる業務をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、次の各号に掲げる者（以下「技術専門員」という。）に評価書を用いて科学的観点から意見を述べることを依頼する。

(1) 審査等業務の対象となる疾患領域の専門家

(2) 生物統計の専門家、細胞培養加工の専門家その他の再生医療等の特色に応じた専門家

2 技術専門員の委嘱は、理事長より行い、その期間は、原則2年間とする。ただし、委嘱期間を更新することができる。

3 前項にかかわらず、委嘱期間を設けず、一の再生医療等提供計画に限り委嘱することも可能とする。

4 委員会からの依頼は、前2項による委嘱された技術専門員の中から委員長の指名によって行う。

第3章 委員会事務局

（事務局の設置）

第6条 理事長は、本規程に基づく理事長及び委員会の事務業務を行う者を選任し、本法人附属病院次世代臨床研究センターに事務局を設置する。

2 事務局責任者は本法人次世代臨床研究センター事務室長とし、最終的な責任は理事長が負うものとする。

3 第1項により選任された事務業務を行う者は、委員会の審査等業務に参加してはならない。

(事務局の業務)

第7条 事務局は、理事長の指示により次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 審査等業務に係る契約の受付及び締結
- (2) 審査手数料の徴収
- (3) 審査等業務に係る依頼の受付
- (4) 委員会の運営
- (5) 第24条に基づく帳簿の備付け及び保存
- (6) 第25条に基づく記録の作成及び記録等の保存
- (7) 第27条に基づく公表及び更新
- (8) 苦情及び問合せ対応
- (9) その他委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

第4章 審査業務委託契約

(契約)

第8条 理事長は、再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者（以下「提供機関管理者」という。）から再生医療等提供計画に対する意見を求められた場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した文書により当該提供機関管理者との契約を締結する。ただし、本法人が設置した医療機関（附属病院、市民総合医療センター）を除くものとする。

- (1) 当該契約を締結した年月日
- (2) 当該再生医療等提供機関及び委員会の名称及び所在地
- (3) 当該契約に係る業務の手順に関する事項
- (4) 委員会が意見を述べるべき期限
- (5) 細胞の提供者及び再生医療等を受ける者の秘密の保全に関する事項
- (6) 審査料
- (7) その他必要な事項

2 受託できる医療機関については、内規に定めるものとする。

第5章 審査手数料

(審査手数料)

第9条 委員会は、再生医療提供計画に係る審査を申請する者（以下「申請者」という。）から第11条に定める審査等業務に要する費用（以下「審査手数料」という。）を徴収する。ただし、委員長が特に必要と認めた場合は、審査手数料を免除することができる。

2 審査手数料は、審査等業務に要する実費に照らして合理的に算定し、次の表に掲げるところによる。

区分	審査手数料（1件につき）※税別
初回審査	162,000 円
再審査（初回審査が継続審査の場合）、	85,000 円

変更審査、定期報告、疾病等の報告、再生医療等の適正な提供のために必要があると認められる場合の報告等	
簡便審査	43,000 円

(審査手数料の徴収等)

第 10 条 申請者は、審査手数料の全額を当該審査等業務を開始する日の前日までに前納するものとする。

2 申請者が本法人の医療機関の管理者の場合は、審査手数料を免除するものとする。

3 事務局は、前条に定める審査手数料が、本法人に納入されたことを確認する。

4 既納の審査手数料は、返還しない。

第 6 章 認定再生医療等委員会

(第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務)

第 11 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。なお、意見を述べるときには別紙第 1 を添えることとする。

- (1) 法第 4 条第 2 項 (法第 5 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により再生医療等を提供しようとする病院若しくは診療所又は再生医療等提供機関の管理者から再生医療等提供計画について意見を求められた場合において、当該再生医療等提供計画について再生医療等提供基準に照らして審査を行い、当該管理者に対し、再生医療等の提供の適否及び提供に当たって留意すべき事項について意見を述べること。
- (2) 法第 17 条第 1 項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症の発生に関する事項について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その原因の究明及び講ずべき措置について意見を述べること。
- (3) 法第 20 条第 1 項の規定により再生医療等提供機関の管理者から再生医療等の提供の状況について報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該管理者に対し、その再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のため必要があると認めるときは、当該再生医療等委員会の名称が記載された再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者に対し、当該再生医療等提供計画に記載された事項に関し意見を述べること。
- (5) 前 4 号に掲げる業務について、継続的に実施すること。

(成立要件等)

第 12 条 委員会が審査等業務を行う際には、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 5 名以上の委員が出席していること。
- (2) 男性及び女性の委員がそれぞれ 1 名以上出席していること。

(3) 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。ただし、アに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、イを兼ねることができる。

ア 第3条第1項第1号に掲げる者のうち再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

イ 第3条第1項第1号に掲げる者のうち医師又は歯科医師

ウ 第3条第1項第2号に掲げる者

エ 第3条第1項第3号に掲げる者

(4) 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。

(5) 本法人と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

2 次に掲げる委員又は技術専門員は、委員会の審査等業務に参加してはならない。

ただし、委員会の求めに応じて、当該委員会において説明することを妨げない。

(1) 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師又は歯科医師及び実施責任者

(2) 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去1年以内に多施設で実施される共同研究（臨床研究法第2条第2項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第2条第17項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。）を実施していた者

(3) 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供を行った者又は当該者と密接な関係にある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者又は審査等業務の対象となる再生医療等に関与する特定細胞加工物等製造事業者若しくは医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者と密接な関係を有している者であって、当該審査等業務に参加することが適切でない者

（委員会の判断、意見等）

第13条 委員会における審査等業務に係る結論を得るに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、委員会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を委員会の結論とすることができる。

2 委員会の意見は次に掲げる各号のいずれかにより示し、提供に当たって注意すべき事項についての意見とする。

(1) 適

(2) 不適

(3) 継続審査

3 委員会は、第 11 条第 1 項第 1 号に規定する審査等業務（初回審査に限る。）を行うに当たっては、第 5 条第 1 項第 1 号の技術専門員及び必要に応じて第 5 条第 1 項第 2 号の技術専門員の評価書を確認しなければならない。

4 委員会は、審査等業務（前項に掲げる業務を除く。）を行うに当たっては、必要に応じ、技術専門員の意見を聴かなければならない。

（利益相反管理基準等の審査）

第 14 条 委員会は、再生医療等を研究として行う場合にあっては、利益相反管理基準及び利益相反管理計画についても審査を行う。

（小委員会）

第 15 条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（委員会の開催）

第 16 条 委員会は、奇数月の第 4 木曜日開催を原則とするが、必要があれば臨時に開催することができる。

2 審査対象が無い場合等委員長の判断で休会にすることができる。

（簡便に審査を行う場合の手続等）

第 17 条 委員会は、審査等業務の対象となるものが、再生医療等の提供に重要な影響を与えないものである場合であって、委員会の指示に従って対応するものである場合には、第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定にかかわらず、次項に定める方法により、簡便な審査（以下「簡便審査」という。）を行うことができる。

2 簡便審査は、委員長のみの確認をもって行う。ただし、委員長は、必要に応じて、他の委員を指名し、当該委員とともに行うことができる。

3 委員長又は簡便審査を行った委員は、簡便審査の対象となるものが、簡便審査では困難と判断した場合は、委員会に審査等業務を求めることができる。

4 簡便審査の結論は委員会の意見として取扱い、委員会に報告しなければならない。

（緊急審査）

第 18 条 委員会は、第 11 条第 2 号又は第 4 号に規定する業務を行う場合であって、再生医療等を受ける者の保護の観点から緊急に当該再生医療等の提供の中止その他の措置を講ずる必要がある場合には、第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定にかかわらず、委員長及び委員長が指名する委員による審査等業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、委員会は、後日、第 13 条第 1 項の規定に基づき、委員会の結論を得なければならない。

（再生医療等提供計画）

第 19 条 委員会は、再生医療等提供計画について意見を述べるために、提供機関管理者より、規則第 27 条第 1 項に規定される研究として再生医療等を行う場合にあっては様式第 1 の、それ以外の場合にあっては様式第 1 の 2 の提出を受ける。

2 前項の様式 1 又は様式第 1 の 2 に添付されるべき書類は、次のとおりとする。

(1) 提供する再生医療等の詳細を記した書類（研究として再生医療等を行う場合は、研究計画書）

- (2) 実施責任者及び再生医療等を行う医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴（研究に関する実績がある場合には、当該実績を含む。）を記載した書類
- (3) 再生医療等提供計画に記載された再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況を記載した書類
- (4) 特定細胞加工物（法第 2 条第 4 項に規定する特定細胞加工物をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類
- (5) 特定細胞加工物等を用いる場合にあっては、特定細胞加工物等概要書、規則第 96 条に規定する特定細胞加工物等標準書、規則第 97 条第 1 項に規定する衛生管理基準書、同条第 2 項に規定する製造管理基準書及び同条第 3 項に規定する品質管理基準書
- (6) 医薬品又は再生医療等製品を用いる場合にあっては、当該医薬品又は再生医療等製品の注意事項等情報（医薬品医療機器等法第 68 条の 2 第 2 項に規定する注意事項等情報（当該医薬品が医薬品医療機器等法第 68 条の 20 の 2 に規定する生物由来製品である場合にあっては、同条各号に掲げる事項を含む。）をいう。）
- (7) 特定細胞加工物等の製造を委託する場合にあっては、委託契約書の写しその他これに準ずるもの
- (8) 規則第 8 条の 5 第 1 項の規定により作成した手順書及び第 8 条の 6 第 1 項の規定により手順書を作成した場合にあっては、当該手順書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
- (9) 利益相反管理基準及び利益相反管理計画（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
- (10) 統計解析計画書（統計的な解析を行うための計画書をいう。以下同じ。）を作成した場合にあっては、当該統計解析計画書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）
- (11) その他委員会が必要と認める資料
（疾病等の報告に対する意見）

第 20 条 委員会は、規則第 35 条各項に規定する報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、提供機関管理者に対し、その原因究明及び講ずべき措置について意見を述べる。なお、委員長は、委員会の緊急開催又は通常開催のいずれかを決定することができる。

（実施状況の定期報告に対する意見）

第 21 条 委員会は、規則第 37 条に規定する報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、提供機関管理者に対し、当該再生医療等の継続の適否及びその再生医療等の提供に当たって留意すべき事項若しくは改善すべき事項について意見を述べ、又はその再生医療等の提供を中止すべき旨の意見を述べる。

（再生医療等の適正な提供のために必要があると認められる場合の意見）

第 22 条 委員会は、中止、終了又は重大な不適合その他の第 11 条第 4 号に規定する業務を依頼された場合において、必要があると認められるときは、再生医療等の適正な提供のために必要な意見を述べる。

(厚生労働大臣への報告)

第 23 条 理事長は、委員会が次に掲げる意見を述べたときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

- (1) 再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を継続することが適当でない旨の意見を述べたとき
- (2) 規則第 20 条の 2 第 4 項の規定により意見を求められた場合に意見を述べたとき

第 7 章 記録等の保存・公表

(帳簿の備付け等)

第 24 条 理事長は、審査等業務に関する事項を記録するための帳簿を備え、最終の記載の日から 10 年間保存する。

2 前項の帳簿には、審査等業務の対象となった再生医療等ごとに、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者（多施設共同研究の場合は、代表管理者（以下「医療機関の管理者等」という。）の氏名及び医療機関の名称
- (2) 審査等業務を行った年月日
- (3) 審査等業務の対象となった再生医療等の名称
- (4) 第 11 条第 1 項第 1 号の意見を述べた場合には、審査の対象となった再生医療等提供計画の概要
- (5) 第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の報告があった場合には、当該報告の内容
- (6) 第 11 条第 1 項第 4 号の意見を述べた場合には、再生医療等技術の安全性の確保等その他再生医療等の適正な提供のために必要があると判断した理由
- (7) 述べた意見の内容
- (8) 第 11 条第 1 項第 1 号の意見を述べた場合には、医療機関の管理者等が厚生労働大臣又は地方厚生局長に審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を提出した年月日

(審査等業務の記録の作成等)

第 25 条 理事長は、委員会における審査等業務の過程に関する次の各号に掲げる事項を記載した記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、これを公表する。公表の方法は、第 27 条第 1 項に定める方法による。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者等の氏名及び再生医療等の提供を行う医療機関の名称
- (5) 審査等業務の対象となった再生医療等提供計画を受け取った年月日
- (6) 審査等業務に出席した者の氏名及び評価書を提出した技術専門員の氏名

(7) 各委員及び技術専門員の審議案件ごとの審査等業務への関与に関する状況（審査等業務に参加できない者が委員会の求めに応じて意見を述べた場合は、その事実と理由を含む。）

(8) 結論及びその理由（出席委員の過半数の同意を得た意見を委員会の意見としたときは、賛成、反対、棄権の数）を含む議論の内容

2 理事長は、次に掲げるもの（以下「記録等」という。）を、当該認定再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも10年間保存する。

(1) 審査等業務に係る再生医療等提供計画その他の審査等業務を行うために提供機関から提出された書類

(2) 前項の記録（技術専門員の評価書を含む。）

(3) 委員又は技術専門員が規則第65条第1項各号に掲げる者でないことを確認した記録

(4) 委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写し

(5) その他委員会が必要と認める書類
（記録等の保存場所等）

第26条 帳簿及び記録等を、附属病院次世代臨床研究センター執務室内の施錠可能な棚等で保存する。

2 保存期間の満了に伴い、帳簿及び記録等を廃棄する場合は、研究対象者のプライバシー侵害及び再生医療等提供計画に関する情報の漏えいに十分留意して適切に処分する。

3 帳簿及び記録等の保存責任者は、第6条に定める事務局責任者とし、最終的な保存責任者は、理事長とする。

（公表）

第27条 理事長は、審査等業務の透明性を確保するため、次に掲げる情報を厚生労働省令が整備するデータベースに記録することにより公表する。

(1) 委員会規程

(2) 委員名簿

(3) その他委員会の認定に関する事項

(4) 第25条第1項により作成された記録

2 理事長は、再生医療等を提供しようとする医療機関の管理者又は提供機関管理者が、委員会に関する情報を容易に収集し、効率的に審査業務を依頼することができるよう、次に掲げる情報を、本法人ホームページに公表する。

(1) 審査料

(2) 委員会の開催日程

(3) 委員会の受付状況

(4) その他必要な情報

3 理事長は、記録の概要を個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、本法人ホームページに公表する。

第8章 委員会の変更・廃止

(委員会の変更・廃止)

第28条 理事長は、委員会の変更が生じる場合、法に基づき速やかに変更の手続きを行う。

- 2 理事長が、委員会を廃止しようとする場合は、事務局を通じて、あらかじめ、委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に、その旨を通知する。

(廃止後の手続)

第29条 理事長が委員会を廃止したときは、事務局を通じて、速やかに、その旨を当該委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等提供機関に通知する。

- 2 前項の場合において、理事長は、当該委員会に再生医療等提供計画を提出していた再生医療等医療機関に対し、当該再生医療等提供機関における再生医療等の提供の継続に影響を及ぼさないよう、他の委員会を紹介すること、その他の適切な措置を講じる。

第9章 その他

(秘密保持義務)

第30条 委員等（委員、技術専門員及び事務業務を行う者をいう。以下同じ。）及びこれらの者であった者は、正当な理由がなく、審査等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(活動の自由及び独立の保障)

第31条 理事長は、委員会の審査が適正かつ公正に行えるよう、委員会の活動の自由及び独立を保障する。

- 2 理事長は、委員会の適切な運営が継続されるよう、必要な措置を講ずるものとし、必要に応じて改善を図らなければならない。

(教育研修)

第32条 理事長は、年1回以上、委員等に対して、教育又は研修の機会を確保しなければならない。ただし、委員等が既に理事長が実施する教育又は研修と同等の教育又は研修を受けていることが確認できる場合は、この限りでない。

(苦情等の窓口の設置)

第33条 理事長は、次の各号のとおり、再生医療等を受ける者等からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）を受け付けるための窓口を設置する。

- (1) 本法人が設置する医療機関における再生医療等を受ける者等からの苦情等の窓口は、患者相談を担当する部門とし、当該窓口における対応は、医療安全マニュアルに従って行い、再生医療等提供計画に関する場合は、事務局へ連絡する。
- (2) 本学以外の提供機関からの苦情及び問合せの窓口は、事務局とし、関係者と連携して、適切な措置をとらなければならない。

(本規程の改訂・廃止)

第34条 本規程の改訂が必要な場合は、理事長の指示により、事務局が改訂案を作成し、委員会の審議を経て、理事長の承認を得る。

2 本規程を改訂した場合、改訂版には改訂日を記載し、主な改訂箇所および改訂理由を記録した一覧を作成する。

3 本規程を廃止する場合は、委員会の審議を経て、理事長の承認を得る。

(雑則)

第 35 条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成 27 年規程第 216 号）

この規程は、平成 27 年 3 月 2 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 92 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 23 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 7 号）

この規程は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 57 号）

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行し、令和 7 年 5 月 31 日から適用する。

別紙第 1（第 11 条関係）

年 月 日

再生医療等提供機関管理者 殿

公立大学法人 横浜市立大学 理事長

再生医療等提供計画等に係る意見書について

このことについて、公立大学法人横浜市立大学認定再生医療等委員会における
審査結果を、下記の書類により別紙のとおりお知らせいたします。

記

認定再生医療等委員会意見書

担当者連絡先

住所： 〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

機関名： 公立大学法人横浜市立大学

部署名： 医学・病院統括部

臨床研究推進課倫理担当

担当者名：

T E L : 045-370-7627 F A X : 045-370-7943

E-mail : rinri@yokohama-cu.ac.jp